

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成24年6月20日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成24年6月20日（水曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 第82号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

| | | | | | | | |
|-----|------|-------|-------|------|------|---|---|
| 委員長 | 滝川健司 | 副委員長 | 加藤芳夫 | | | | |
| 委員 | 下江洋行 | 前崎みち子 | 山田たつや | 中西宏彰 | 中根正光 | | |
| | 鈴木達雄 | 長田共永 | 鈴木司郎 | 鈴木眞澄 | 丸山隆弘 | 森 | 孝 |
| | 菊地勝昭 | 荒川修吉 | | | | | |
| 議長 | 夏目勝吾 | | | | | | |

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時30分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、6月18日の本会議において本委員会に付託されました第82号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第1号）を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第82号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

繰越明許費7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 よろしくをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費、1、商工費、企業用地等開発推進事業、4ページ。

（1）春季調査が予定どおり施行できなかった理由をお伺いします。

○滝川健司委員長 中島立地課長。

○中島 勝立地課長 それでは春季調査が予定どおり施行できなかった理由についてお答えさせていただきます。

本環境影響調査は、インター周辺開発の事業予定地の周辺環境に及ぼす影響について、環境保全の見地から1年を通して、動物、植物、大気、水質、土壌等の調査を行う必要があります。

業務の遂行に当たっては、現地踏査やサンプル採取のため、民有地へ立ち入ることになりますので、地権者の十分な理解と地域住民の皆様への周知を徹底させる期間が必要となります。そのため、春季調査を翌年度とさせ

ていただきました。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この事業につきましては、当初予算のところで上がっていきまして、インター周辺の開発計画というのは、スケジュールがきちんと新東名高速道路の開通に向けまして事業計画がされているわけですが、今回このように春季がおくれるということは、25年度にかかってしまうということなのですが、全体のスケジュール的に、おくれたことに対する影響はないでしょうか。

○滝川健司委員長 中島立地課長。

○中島 勝立地課長 年度当初に、関係する行政区の区長さんにあいさつを兼ねて事業説明をさせていただきました。その中で、回覧で周知する時間、回覧が回る時間なんですけれども、またその他の入札の手続きに要する時間等々を踏まえ、繰越明許とさせていただいたわけなんですけれども、全体計画については、春季調査が来年度に繰り越すということで大きな影響はないと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、回覧で周知をということだったんですけれども、この地元というのは係る民有地の方ととらえていいのか、それとも地元というのはどこの範囲なんですか。

○滝川健司委員長 中島立地課長。

○中島 勝立地課長 地元といいますのは、この地区に、インター周辺開発に係る大海、八束穂、浅谷地区を地元として、今、表現させていただきました。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 春季はちょっとおくれるということですが、この事業は今の段階としては、これから夏に向けての調査は始まっていると認識してよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 中島立地課長。

○中島 勝立地課長 今回は繰越明許という

ことで計上させていただきましたので、これで6月議会が終了後、直ちに入札をかけさせていただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

繰越明許費7款商工費の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、第82号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第1号）、2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、ページ11、地質調査委託料の調査業務内容と実施時期は、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 片瀬契約検査課長。

○**片瀬雅好契約検査課長** それではお答えさせていただきます。

まず、調査業務内容についてですが、ボーリングによる地質調査を市民体育館の管理運営に支障がない、支障が可能な限り少ない箇所を2カ所ほど選びまして、深さ25メートルで行う計画でございます。

もう少し丁寧に申し上げますと、今年度の事業ステップであります基本設計につきましては、事業費の試算を含めて、可能な限り高い精度を持って議会、それから市民の皆様への説明、議論を行う必要があると考えております。地盤の状況は上部構造や基礎構造、それから地業構造、地業というのは基礎を支える杭とかいったものですけれども、これらに大きく影響します。すなわち、事業費の試算に大きく影響しますことから、必要最小限の調査といたしまして、標準貫入試験を深さ1メートルごとに行いまして、土の締まりぐあいや地下水位を確認し、同時に1メートルごとの土をサンプルとして採取しまして、地層の確認、それから土の粒度試験等を行います。

この調査と入船線で公共下水道設計時に行いました地質データ、これを参考にいたしまして支持層の深さ、地層の傾斜、地耐力、それから免震構造、免震設計に必要な工学的な基盤面の位置、それから液状化の可能性など、現市民体育館を含めまして少し幅広いエリアを捉えた敷地の地質につきまして、その全体像を推定するために計画をするものでございます。

なお、次の事業ステップであります実施設計段階では、今回の調査結果を踏まえながら、さらに精緻な調査が必要と考えております。

次に、実施時期でございますが、予算のご承認をいただきましたら、速やかに手続きを進めまして、8月、遅くとも9月中の調査完了をめどに実施しまして、具体的な基本設計に生かしたいと考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今の質疑に対する答弁の中で、このボーリングの必要性、いろいろるる説明をいただいたんですけども、その中でやっぱり構造的な面、上部構造、下部構造、そういうことを設計の中に組み込んでいく中で必要だということを答弁いただいたんですけども、私どもの議会に対しては、せんだって5月の半ばぐらいに、91条関係を含む3案の3方向案の中の8案を示されているだけであって、どのような構造物になっていくのかもまだ不確定の段階で、基礎資料としてボーリングをしたいということなんですけれども、私自身の考えの中で少し時期が早いのではないかと、もう少し敷地も状況も構造も、全体像が見えてこないときにしていくのは少し早いのではないかという気がするんですけども、どうしても今言われた8月、9月までにまとめ上げないと、27年決というか、自施設計を踏まえていく中で決がまとまらないかどうか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 この6月補正で計上させていただきましたのは、基本設計のスケジュール的に11月ぐらいまでには、先ほど申しあげました精度の高い事業費、つまりせんだっての議会でもお話をさせてもらったとおり、基本設計の段階で再度、資金計画等を見直しますという話をさせてもらっていますが、そういったものに使える精度の高い事業費を含んだ基本設計にしまして、それを11月ぐらいまでにまとめたいと。当然、その前には、議会にも説明する必要があると考えておりますから、そのスケジュールからいいますと、地質調査が大体7、8、9月ぐらいかかると。そこで得たデータをもとに、推定ではありますけれども、免震構造の基礎、上部構造、そういったものを積み上げていきたいと。この構造を決めるためにといいますか、基本設計といいますか、基礎構造、それから躯体構造、こういったものの事業費というのは非常に大きく地盤に影響するものですから、そのところをしっかりと調査して、精度の高い事業費を含めた基本設計案を提案、議会にも説明させていただきたいという趣旨でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 市民体育館に影響のない2カ所というのは、大体どの辺の位置でございますか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 これは、山下設計の構造とも再度詰めなければいけないと考えておりますが、現在、体育館の北側、入船線に近いところと、それから体育館敷地は南側の端です。敷地をクロスするような形で2カ所とれば、入船線の地質調査も含めて大体、先ほど申しあげました幅広いエリアとして敷地の地盤推定ができるのではないかと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 北側と南側でクロスでということなんですけれども、例えば北側は入船線に近いところなんですけれども、今回のその2カ所の南側のというのは、今、市長が確定したでこぼこではありますけれども、不整形な中の1番、関係地権者に対しての近いところが1カ所、南側になるのかと思うんですけれども、その辺について、これはちょっとずれるかもしれませんが、今、確定した地区の中の地権者に対してはどのような説明というか、当然黙ってやることはないと思うんですけれども、ある程度、関係地権者、賛成、反対地区の境が、ラインが前に示されたんですけれども、その辺に対する、地権者に対する説明はどのように考えておりますか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 実は、この委員会の後、お願いしております総合施策特別部会でスケジュール等を説明させていただく予定でございますが、その中で、22日の日に入船区へ住民説明会をさせていただくという話を、詳しい話はまたそのときにさせていただきますが、その中で説明をさせていただく予定でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 22日に入船地区関係者というのは、今までいろいろ考える会とか、いろいろ地区の関係者の皆さん、庁舎建設に対する問題を提議したいろんな皆さんも含め、またその周辺の地区も含めてのエリアですか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 この件につきましては、入船区の区長さんをお願いしまして、入船区全員の方に案内を出していただいております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それで、22日に行うという案内はもう出しているわけですね。

それから、続きまして、もう少し疑問点とか、今回のボーリングについての疑問

点の質疑をさせていただきますけれども、現状でこぼこであろうとも、決まった敷地の中の調査を受諾していただいた皆さん方は、まだ、今は建てるほうばかり進んでいるような感じがするんですけれども、市長が言った確定したというでこぼこの中でも、まだ正式に、交渉は進んでおると思うんですけれども、契約成立というのか、そういう協議点というのがまとまっていない人たちがいると思うんですけれども、その辺についての関係というのか、進みぐあいというのはどの程度進んでいるのか教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 済みません。その件に関しましては、総合政策部でお答えをさせていただきますと思います。

新庁舎建設等をさせていただきます地権者におきましては、新庁舎の建設による移転について、口頭ではありますけれどもご了解は得ております。しかし、土地収用法の事業認定や税務署協議等が終了いたしておりませんので、具体的な金額の提示ということがまだできておりません。そういう中ではございますけれども、地権者の宅には定期的にお邪魔をさせていただいて、お伺いをさせていただいておまして、進捗状況の報告や補償内容、代替地の相談等、移転に不安を感じないように説明をさせていただいておるところであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 丁寧なご説明をしているということなんですけれども、口頭でのご了解というのは、どの程度のご了解というのか、少なくともまだ細かい、当然、移転となれば移転先地の問題もあるし、移転の費用という問題もいろいろあると思うんですけれども、今回の庁舎建設に関して、非常に敷地の中の重要な皆さん、これいかんによっては敷地の面積も変わる可能性もありますので、その辺のもう少し丁寧なご説明というのか、進捗を口

頭ではなくて、今の進捗の細かい説明をちょっとお願いいたします。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 建設地の地権者の方に関しまして、まずご了解を得られているものについてでございますけれども、これにつきましては、新庁舎を建設することによりまして移転をしていただくということに関してのご了解は得られているところであります。

次に移転先等とか、補償内容でございますけれども、先ほどご説明いたしたとおり、土地収用法の事業認定や税務署協議等が済んでいないものですから、細かい金額提示等はまだまだできない状態にあります。そうした中でございますけれども、例えば補償金額について建物移転であったりとか、動産移転、耕作物等の移転等について、こういうものが対象になる、こういうものは対象にならないというようなことを細かく説明はさせていただいておるところであります。また、代替地等につきましても、土地収用法によって調整区域等で建設ができることとありますとか、移転先の要望、場所とか、条件等について考え方等があるようでしたら、そういうことについてお聞きしている状況であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員、大分、通告と離れてきましたので、よろしく申し上げます。

○加藤芳夫委員 それでは、通告どおり、もとに戻します。

関連がありますんで、これは非常に大事な話なんです。用地の確定が満たないのに業務が進むというのは、非常に市民にとっても不安定ですし、近隣の関係地主にとっても迷惑がかかる話でございますので、戻しますと、今回、ボーリングの試掘というのか、業務については騒音などは、音とか、何かほかの影響関係は近隣に与えることはありますか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 ボーリング調査につきましては、ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、やぐらを組みまして、66ミリぐらいの管を回転しながら掘削していきます。先ほど申し上げました標準貫入試験というものがあります。これは、大体70センチぐらいの高さのところから60キロぐらいのものを落下させまして、それが30センチ縮むのに何回かかるか。それによって、N値と言いまして、土の締まりぐあい等を検査するものでございます。したがいまして、このボーリングするときのオーガの音ですね。それと、1メートルごとに行います落下するときの音、カーカーンという音がすると思います。そういったことがあるものですから、今度の住民説明会のときにそういったこともご説明しながら、実際始まる前には、近隣住民の皆様には十分ご説明をさせていただいて進めさせていただきたいと考えております。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出2款1項7目財産管理費、普通財産管理費事業、11ページ。

1、新城城跡発掘調査について

(1) 新城小屋内運動場建設における調査委託費と比べ高額となっている理由は。

(2) 「土地の形状を変更する前に」とあるが、変更目的は。

(3) 本年度事業で完了できない理由は、お伺いします。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 3点のご質問に対し、順を追って説明させていただきたいと思います。

まず、新城小学校の調査費と比べて高額になった理由でございますが、新城小学校の屋内運動場に伴う調査につきましては、約1,200平方メートルの対象地から720立方メートルの土量の掘削を行います。これに対しま

して、旧保健所跡地では約1,800平方メートルの対象地から1,620立方メートルの土量の掘削を予定するものです。新城小学校の調査に比べて高くなるほうが面積で1.5倍、土量で2.25倍、またそのための調査員ですとか、作業員の人数が324人に対しまして1,352人と4.17倍となるなどがあります。そのため、発掘調査に係る経費が高額となるものでございます。

2番目の土地の形状の変更の目的であります。旧保健所の跡地利用につきましては、現時点で庁舎建設に伴い移転をされる方々への代替地を含めまして、宅地として販売を検討しております。そのため、建物等が建築される前に文化財保護法第95条の「地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備、その他、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない」という規定に基づきまして、発掘調査を行い、貴重な埋蔵文化財としての新城城跡の記録保存を行うものでございます。

3点目の本年度内に完了できない理由でございますが、標準工期では、発掘調査自体は4カ月程度で終了いたしますが、発掘のための準備に1カ月、出土品の整理に3カ月、調査報告書の作成等に約3カ月かかりまして、全体で約11カ月を予定しております。このため、本議会で発掘調査に係る予算をご承認いただき、すぐ発注したとしても年度内での事業完了を見込むことができないため、繰越明許をあわせてお願いするものでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 新城城跡につきましては、新城小学校の屋内運動場と近い距離にありますので、前々からここに城跡があることはわかっていたと思うんですが、これは当初予算できちんと事業計画ができなかった理由についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 昨年度、この建物ですけれども、取り壊しをさせていただきました。その工期でございますが、平成23年の12月8日から24年の3月6日までという工期で取り壊しの工事を行っております。その取り壊しが終わった後で、試掘調査というものをやらせていただいております、1メートル掛ける1メートル掛ける約40メートルというものを南北に3本試掘をさせていただきました。その結果、本用地に堀ですとか、そういうものがあるということが確認できましたので、今回、補正予算でお願いするものでございます。

○滝川健司委員長 続いてお願いします。前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 続きまして、2、不動産鑑定手数料について。

(1) 鑑定場所とその目的は、お伺いします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 では、不動産鑑定手数料に関しましての答弁をさせていただきます。

鑑定場所は、愛知県住宅供給公社が造成整備いたしました杉山字建長寺地内の設楽ダム集団移転用地の一角であります。市は定住促進を行うため、設楽ダム水没者等、ダムに関係して移転される方々の移転用地決定後、残った土地を購入する計画をしております。

不動産鑑定の目的は、新城市が愛知県住宅供給公社から土地を取得するに当たりまして、適正な価格を把握し、用地交渉を行うためのものであります。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 県が一応、県の公社が持っている土地を市が持つということは、定住の意味の計画になるのかもしれませんが、それなりのリスクもあると思うんですが、わざわざ県のあれを市が持って、定住促進につながるという、その辺の説明、市がリスクを

持つということについては、どのようにお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 定住の促進施策につきましては、市の重点課題として位置付けられております。こうした中、愛知県が設楽ダムの建設に伴いまして、新城市内におきまして集団移転地を造成するという中で、この区画の区域におきまして、造成をする区画、総区画とその移転をされる方々の区画との中で、余剰地が見込めますところから、こうした土地につきまして、ぜひ新城市といたしましても、定住促進施策に資する取り組みといたしまして、販売を行いまして、そうした施策を推進したいという考えに基づくものであります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ということは、県が土地を持っているということは、定住促進につながっていないということの理解でいいんでしょうか。

県では、その余剰の土地は販売ができないんでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 この宅地造成に係ります県との協議につきましては、平成20年に愛知県と新城市、また愛知県の住宅供給公社の3社によります設楽ダムの集団移転地に係る協定書を締結いたしております。ここにおきまして、この余剰地につきましては、新城市がこの定住施策に基づいて取得し、販売をしていくという協定を結んでおることが前提にあります。

そうした中で、昨年度から今年度にかけてまして、県でこの土地に係る移転者の募集等の意向確認を行っておるところであります、今年度に入りまして、その余剰地の区画がおおむね確定するような段階になりまして、今回、補正でお願いするものであります、こうしたことによりまして、新しい住宅地にお

きまして、新たな定住の区域として全体の定住促進の施策に資するものと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** それでは、4款3項1目公害対策費、一般公害対策事業、11ページ。

1、第1種放射線取扱主任者講習参加経費について。

(1) 資格取得の目的をお伺いします。

○**滝川健司委員長** 浅賀環境課長。

○**浅賀邦久環境課長** 第1種放射線取扱主任者講習の受講目的についてのご質問についてお答えします。

福島第一原発の事故以来、放射線の環境への影響が懸念される中、放射線に関する対応として、文部科学省ですとか、環境省、愛知県、県環境調査センター、こういった関係機関と対等に話をするためには、ある程度の専門的な知識も必要となってまいります。この4月の人事異動におきまして、放射線に関する基礎的な知識を有する職員が環境課に配属されたことによりまして、さらに専門的な知識と技能の習得を目的として、専門機関が実施する講習を受講するものであります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 第1種ということで、ちょっと調べさせていただいたら、第1種、第2種、第3種とある中で、第1種というのは大変難しい免許の取得と、私が調べた中にあるんですが、合格率が20%ぐらいということなんですが、これは今のお話を聞きますと、環境課にちょっと詳しい方が配属をされたと

いうことなんですが、これにつきましては第1種でなければならなかった理由とかはありますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 浅賀環境課長。

○**浅賀邦久環境課長** 今回、4月の異動で配属をされた職員は、第1種の放射線取扱主任者試験に合格しております。この講習は、合格者でないと受講できない講習であります。

1種でなければならないというものではありませんが、もう基礎的なこういった勉強をして、試験に合格しておる職員がおりますので、さらなる知識の習得をさせたいといったことから補正をお願いをするものです。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 先ほどの対等にお話ができるということで、今の説明でそういう優秀な職員がいたということで、大変心強く思います。12月ごろか、私の一般質問の中で、専門家がいないということで県を頼るしかないというような部長の答弁があったかと思うんですが、そうすると市にそれなりの専門的な知識を持った職員がいるということで、市民の人たちにとっては放射線というものについての正しい知識、これがすごく大事だと思います。数値で、今、空間線量をはかったりとかしているわけですけど、そういう意味でいうと、放射線についての環境課からの出前授業というか、そういうものについてもこれから取り組んでいくように考えてみえるでしょうか。

○**滝川健司委員長** 浅賀環境課長。

○**浅賀邦久環境課長** 専門家の育成ではございませんが、そういった専門的な知識を持つ、基礎的な知識を持つ職員が配属されたということで、さらに自覚を持っていただく。これは、国県、先ほど説明したとおり、対等に話をして、国県等の言いなりにならないように、また市民を放射線から守るための知識として活用したいと思っております。出前講座等につきましては、まだ入ったばかりの職員であ

りますので、時期を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 資格を取得した者が環境課に、これから講習を受けて、きちんとした方がみえるということで、今回、この東日本の大震災、福島事故を受けまして、地域防災計画というものの中に、原子力災害についての計画もきちんと出されたわけですが、この環境課に配属された方というのは、これから防災安全課等と連携をとっていくんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 清水環境部長。

○**清水良文環境部長** 今、新任職員でございますので、防災課とも、今、私たちの環境課でいろんな課と連絡調整を行っておりますので、そんな中で庁内会議等に出席をさせまして、そういったところに活躍の場を設けたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 歳出6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業、13ページです。

1点目、業務委託の具体的な内容について伺います。

2点目、本事業によって期待できる効果について伺います。

○**滝川健司委員長** 森下鳥獣害対策室長。

○**森下雄司鳥獣害対策室長** 業務委託内容につきましては、昨年度実施しました有害獣生息域調査により作成しました生息図をもとに、追跡調査を実施し、獣害トリアージマップを

作成するものです。

トリアージとは、委員ご存じのとおり、地震などの災害時、非常時に病気やけがの緊急度や重症度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めることですが、今回のマップにつきましても現状の生息域、生息数の拡大進行状況、行動範囲などや被害状況を調査により明らかにし、マップ化し、被害対策を行う地域的手段や優先順位を明らかにするためのものがございます。マップ作成に当たり、調査を行う地区につきましては、今年度、農林水産省所管の鳥獣被害防止総合対策事業にて被害防止施設設置、侵入防止柵設置事業のことでございますが、を行う予定地区において、追跡調査を実施し、獣の進入しやすい箇所、しがたい箇所の検証を行い、効果的な施設設置に利用するものであります。

期待できる効果でございますが、マップ作成後において、被害防止施設設置地区にて行う現地指導会、勉強会等に利用することにより、効果的に獣害対策事業が推進できるものと期待しております。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** それでは再質問ですけれども、業務委託先については、どのような委託先を考えているのか伺います。

○**滝川健司委員長** 森下鳥獣害対策室長。

○**森下雄司鳥獣害対策室長** 今回の委託業務につきましては、調査、マップ作成だけでなく、効果をもとにトリアージを行うことができる事業所を想定して委託しようと考えております。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** そうすると、昨年度の有害鳥獣生息状況調査、それから生息図作成の事業でJA、それから森林組合とか、それから猟友会、測量業者も含めて委託をしたというんですけども、それらの中以外で考えられるということも想定しているのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今、委員のおっしゃったように、昨年度はいろいろな事業所でできるものの調査でございましたが、先ほども申し上げましたように、トリアージ、危険度の判定等ができる事業所を選定して事業を実施したいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 獣害の対象についてなんですが、イノシシとシカであったと思うんですが、これは一緒でしょうか、それとも猿、そういったものも含めて取り組まれる事業でしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 先ほどの一番最初の答弁の中でお答えしましたように、獣の侵入防止柵の事業にあわせて行いたいと考えておりますので、イノシシ、シカ等の獣を対象としたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それではもう一つ、最後に伺いますが、今年度のこの事業が、昨年度の有害鳥獣の生息状況調査、それから生息図作成、事業的にこれと重複する部分があるような気もするんですけども、その点いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 重複と言いますか、先ほど申しあげましたように、追跡の調査を行いたいと考えておりますので、昨年度行った獣の痕跡がまだ残っていることはないかと思っておりますので、新たな発見ができるものと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 続けて、いいですか。

それでは、歳出6款1項4目農業振興施設費、農業振興施設管理事業、13ページ。

1点、購入する備品の内容とその必要性について伺います。

○滝川健司委員長 鈴木作手地域整備課参事。

○鈴木邦夫作手地域整備課参事 今回、予算

計上したのは、道の駅つくで手作り村の食品加工施設、勇気工房に設置の冷凍冷蔵庫の更新であります。

勇気工房内の惣菜加工部門に設置してある本備品は、特に多くの食材を扱うために容量も大きなもので、平成14年の開業時に設置以来、使用頻度が高く、処分制限年が到来したこともあり、今回、故障し、修理も困難となったため、同等品の購入を計画するものであります。

本備品は、市と手作り村で取り交わす「基本協定書」及び「つくで手作り村備品購入事業補助金交付要綱」に基づき、購入に対する半額の補助金を予算計上するものであります。財源としましては、今回のような場合に活用するための「つくで手作り村管理基金」を充当いたします。

なお、現在は本備品に収納するための食材を他の施設の冷凍冷蔵庫に入れるなどして対応を処理しておりますが、調理場から遠くなることもあり、夏から秋、夏秋時期にかけての増加する利用客に対応するための食材を収納するために大変必要な備品となっておりますので、よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 続けて、次の質問に行きます。

歳出6款3項2目林業振興費、森林整備事業。

1点目、森の未来づくり事業における委託業務の内容について伺います。

2点目、奥三河連携とは、具体的にどの町村とどのような連携であるのか、また市単独ではなく、あえて連携して行う理由について伺います。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、関連がございますので、1、2をあわせて答えさせていただきます。

まず、この奥三河連携木の駅プロジェクト

事業の経過でございますが、木の駅プロジェクトの提唱者でございます丹羽健司氏からご提案をいただきました。その内容につきまして、市としても推進すべきとして計画したものでございます。

木の駅プロジェクトにつきましては、間伐材を地域通貨にかえて地域の活性化を図るというものでございまして、昨年、新城市内で1カ所行われました。今後、市内のこのほかの地域にも広がることを期待しているところであります。

今回、東栄町、それから豊根村でも木の駅プロジェクトを進めたいという意向が確認されましたので、財団法人地域総合整備財団の助成事業を活用しまして、アドバイザーの派遣を受けて、通常、限られた地域の活動を3市町村の区域で連携しながら行う、全国初の木の駅広域連携モデルとして実証実験的に行うものでございます。

委託の内容でございますが、各地区の木の駅の立ち上げに関しましては、候補地区の募集から立ち上げに伴う支援、安全に搬出するための講習会の開催、地域通貨使用商店の募集、出材者や商店説明会、木の駅の開催、振り返り調査までを考えております。

それから、広域連携に関しましては、連携検討会の開催、木の駅間での材の融通する方法や集めました木材を地域内で有利に活用できないかなどの調査、それから各木の駅間の合同報告会等の業務を委託することを考えております。

奥三河の市町村が相互に連携することにつきましては、同じ課題を抱える森林・林業にとりまして、非常に有意義であると考えております。

木の駅に関しましても、これから先、発展的な活動を行うために、各地域が刺激し合って、教え合う関係づくりの実施などの点で、木の駅のある隣接する地域が連携することで相乗効果を生みまして、奥三河の山村の活性

化につながることを期待できるものでありますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 まず初めに、東栄町と豊根村、それから新城市の3市町村の連携ということですが、設楽町との連携、これはないということなんですが、その理由を伺います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 話は、設楽町もいたしました。といいますか、木の駅プロジェクトには非常に関心があります。ただ、今年の9月に東海木材相互市場がサテライト市場を開くというようなこともございまして、特に資材等につきましても受け入れ可能だということで、設楽町につきましてはその状況を見きわめた上で、今年度はオブザーバー的といいますか、どのような格好で進んでいくのかというようなことで、会議等には出席はあると思います。実際、木の駅の展開としては、ないというような状況でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それと、今の件はわかったんですが、業務委託先はどういった団体を考えているのか、その辺をお願いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 新城市で実績のあるNPO法人を考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この事業の予算からして、大体、想定でもしわかれば教えてほしいんですけども、集積する材の量、どれぐらいの目標で考えている事業なのか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 今のところ、東栄町、豊根については、各町村で木の駅としては1、新城市内におきましては最低もう1カ所、できたら二、三カ所というようなことで考えておりますが、新城市内につきましては募集等

を行って立ち上げを進めてまいりたいと思っておりますが、1カ所50トン程度になるのかと思います。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この3市町村の連携なんですけれども、費用の負担という意味ではどういふ費用負担の割合の連携なのか、その辺を教えてください。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 財団から3分の2の助成金をいただけます。3分の1について均等で負担をしてみたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根委員。

○中根正光委員 下江委員の歳出6款3項に森の未来づくり事業における委託業務の内容についてということですが、今、設楽町は参加しないというような答弁だと思うんですけど、東海木材、名倉地内に土場を設けて事業を始めたいというようなことは私も聞いておりますけれど、はっきりしたことはわかりませんが、この東海木材の関係はダムから出る木材に対してそういう場所をつくるということで、ちょっと未来づくりとは違うと思うんですけど、その辺のことについてはどのように思っておりますか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 新聞記事によりますと、設楽町だけではなくて、もう少し広域的な地域を相互市場は考えておるようでございます。南信から天竜までというようなところを木材の搬入先ということで考えておると承知しております。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

以上で、第82号議案の質疑を終了します。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 本第82号議案 新城市一般会計補正予算のうち、庁舎建設事業等を含めて、委員間の自由討議の必要が出ましたので、委員会を暫時休憩されるよう動議を提出いたします。

○滝川健司委員長 ただいま加藤芳夫委員から、自由討議のため、しばらく休憩されたい旨の動議が提出されました。

直ちに本動議を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって本動議は可決されました。

この際、再開を3時とし、委員会を休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後3時05分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第82号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第82号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉会 午後3時06分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司